

**専門職大学設置基準等と専門職大学（経営情報ビジネス分野）評価基準との対比表**

**（特定非営利活動法人職業教育評価機構）**

**1. 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令**

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、・・・大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、それぞれ適合していること。</p>	<p>以下、専門職大学設置基準との対比表を参照。</p>
<p>二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。</p>	<p>専門職大学（経営情報ビジネス分野）評価基準は、専門職大学「経営情報ビジネス分野」の教育研究活動等の水準の維持向上と質保証を図ることを目的として、基本方針として、①専門職大学教育の特色に沿った評価基準の策定、②教育活動を中心とする評価、③専門職大学の理念・目的の実現に向けた取組みを重視する評価、④継続的な改善・向上を支援する評価などを定め策定している。評価基準は、1 使命・目的、2 教育課程、教育方法、学習成果、3 学生の受入れ・支援、4 教育研究実施組織等、5 教育環境の整備、社会との関係の5項目を大項目として構成している。大項目ごとに趣旨説明を明記している。（添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要項3～5 ページ3 評価の基本方針、4 評価基準の構成）</p>
<p>3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十</p>	

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。</p>	
<p>イ 教育研究実施組織等に関すること。</p>	<p>基準4 教育研究実施組織等            （添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱 5 ページ4 評価基準の構成、添付資料1 2 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準8 ページ）</p>
<p>ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十一条若しくは専門職短期大学設置基準第八条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む。）</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果            基準5 教育環境の整備、社会との関係            （添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱 5 ページ4 評価基準の構成、添付資料1 2 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準4 ページ、10 ページ）</p>
<p>ハ 施設及び設備に関すること。</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果            基準5 教育環境の整備、社会との関係            （添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱 5 ページ4 評価基準の構成、添付資料1 2 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準4 ページ、10 ページ）</p>
<p>ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果            基準3 学生の受入れ・支援            （添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱 5 ページ4 評価基準の構成、添付資料1 2 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準4 ページ、7 ページ）</p>
<p>ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。</p>	<p>基準1 使命・目的            基準2 教育課程、教育方法、学習成果            基準3 学生の受入れ・支援</p>

<p>学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令</p>	<p>専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準</p>
	<p>基準 4 教育研究実施組織等            基準 5 教育環境の整備、社会との関係            （添付資料 9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱 5 ページ 4 評価基準の構成、添付資料 1 2 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準 3～1 1 ページ）</p>

## 2. 専門職大学設置基準

<p>専門職大学設置基準</p>	<p>専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準</p>
<p><b>第一章 総則</b>            （趣旨）            第一条            1～2（略）            3 専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。</p>	<p>基準 1～基準 5 及び基準毎の法令等の基礎要件「基礎要件データ」において、関連法令の基準に合致していることを確認するため、法令等の基礎要件の確認に必要な項目を指定し提出を求めることにしている。そのうえで、自己点検・評価報告書に記述された取組み、取組を確認する根拠資料に基づき、評価の視点沿って評価を行う。            （添付資料 9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱 4 ページ 3 評価の基本的方針 (6) 5 ページ 5 評価結果の内容、添付資料 1 2 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準 3～1 1 ページ）            基準 1 3 使命・目的の検証・改善等            1-3-1 社会等の変化に応じた使命・目的の的確性について、適宜、検証し、必要な見直しを行っていること。            基準 2 5 教育課程、教育方法、学習成果の検証・改善等            2-5-1 学生の学習成果、卒業生の進路・キャリア形成状況等を踏まえ、当該専門職大学の経営情報ビジネス分野における教育課程、教育方法、学習成果を検証し、必要に応じ、改善・向上策を図っていること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
	<p>2-5-2 経営情報ビジネス分野の教育課程、教育方法、学習成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るにあたっては、卒業生、実習先・就職先など関連する企業及びその他組織の意見や在学生の意見を勘案するなど、多角的、継続的な視点に立つ工夫をしていること。</p> <p>基準3 3 学生の受入れ、学生支援の検証・改善等</p> <p>3-3-1 学生の受入れ、学生支援の事項毎の効果等を検証し、改善を図っていること。、学生支援については、学生等の意見を反映するしくみがあること。</p> <p>基準4 1 教員及び事務職員等の組織編制方針等</p> <p>4-1-2 当該専門職大学の経営情報ビジネス分野における使命・目的等を共有し、達成に向けた協働意欲を醸成するために、教職員組織等の円滑な運営と改善向上に向けた取組を行っていること。</p> <p>基準5 2 施設、設備の検証・改善等</p> <p>5-2-1 経営情報ビジネス分野の教育課程等を実施する施設、設備として適切であるかについて適宜点検し、改修、改善等を行っていること。</p>
<p>(教育研究上の目的)</p> <p>第二条 専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<p>基準1 使命・目的</p> <p>1 目的の設定</p> <p>1-1-1 経営情報ビジネス分野の専門職大学が担う、高等教育機関における役割り及び教育理念等を踏まえ、当該専門職大学としての目的を明確に設定していること。</p> <p>1-1-2 設定している目的は、専門職大学設置基準等の関係法令に適合し、制度上の目的に適ったもので、かつ、経営情報ビジネス分野で</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>(入学者選抜)</p> <p>第三条 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>養成する人材像を明確にするとともに設置する学部の目的等との関連性も明確にしていること。</p> <p>基準3 学生受入れ・支援</p> <p>1 学生受入れ</p> <p>3-1-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。</p> <p>3-1-2 選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜していること。</p>
<p><b>第二章 教育研究上の基本組織</b></p>	
<p>(学部)</p> <p>第四条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。</p>	<p>基準4 教育研究実施組織等</p> <p>1 教員及び事務職員等の組織編制方針等</p> <p>4-1-1 当該専門職大学の経営情報ビジネス分野における教育研究上の目的を達成するため、教育研究活動を推進するうえで必要となる、教員及び事務職員等の組織編制方針を定めていること。また、教育研究の実施にあたり、教員及び事務職員等の適切な役割分担の下で、連携体制を確保するとともに責任体制を明確にしていること。</p>
<p>(学科)</p> <p>第五条 学部には、専攻により学科を設ける。</p> <p>2（略）</p>	<p>4-1-2 当該専門職大学の経営情報ビジネス分野における使命・目的等を共有し、達成に向けた協働意欲を醸成するために、教職員組織等の円滑な運営と改善向上に向けた取組を行っていること。</p>
<p>(課程)</p> <p>第六条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。</p>	<p>2 教員及び事務職員等の配置</p> <p>4-2-1 法令上の基準を遵守し、固有の目的を実現し、理論と実践を架橋する教育を十分に実施できるだけの基幹教員を配置していること。 ※専任教員制をとる大学は、「基幹教員」を「専任教員」と読み替える。</p>
<p>(学部以外の基本組織)</p> <p>第七条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該専門職大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであって、次の各号に</p>	<p>(以下同)</p> <p>基準5 教育環境の整備、社会との関係</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>掲げる要件を備えるものとする。</p> <p>一 教育研究上適当な規模内容を有すること。</p> <p>二 教育研究上必要な教育研究実施組織、施設、設備その他の諸条件を備えること。</p> <p>三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>1 教育環境の整備</p> <p>5-1-1 経営情報ビジネス分野の教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設を設け、かつそれらは、適切な学生数で利用されていること。</p> <p>5-1-2 学生の自主的な学習を支援し、学習効果の向上を図るため、自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等を設けていること。</p> <p>5-1-3 図書館には、学習及び教育研究活動に必要なかつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境は、学習及び教育活動を支えるものとして十分であること。</p> <p>5-1-4 学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）を整備し、活用していること。</p> <p>2 施設、設備の検証・改善等</p> <p>5-2-1 経営情報ビジネス分野の教育課程等を実施する施設、設備として適切であるかについて適宜点検し、改修、改善等を行っていること。</p> <p>基準4 教育研究実施組織等</p> <p>1 教員及び事務職員等の組織編制方針等</p> <p>4-1-1 当該専門職大学の経営情報ビジネス分野における教育研究上の目的を達成するため、教育研究活動を推進するうえで必要となる、教員及び事務職員等の組織編制方針を定めていること。また、教育研究の実施にあたり、教員及び事務職員等の適切な役割分担の下で、連携体制を確保するとともに責任体制を明確にしていること。</p> <p>4-1-2 当該専門職大学の経営情報ビジネス分野における使命・目的等を共有し、達成に向けた協働意欲を醸成するために、教職員組織等の円滑な運営と改善向上に向けた取組を行っていること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p><b>第三章 収容定員</b></p> <p>第八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>基準3 学生の受入れ・支援</p> <p>1 学生の受入れ</p> <p>3-1-3 入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。</p>
<p><b>第四章 教育課程</b></p> <p>（教育課程の編成方針）</p> <p>第九条 専門職大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針</p> <p>2-1-1 当該専門職大学が定める教育理念及び養成人材像並びに目的に即し、かつ、学習成果を明確に示した学位授与方針を策定していること。また、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針を定め、教育内容及び方法等の妥当性を学生等に対して明確に説明していること。</p> <p>2 教育課程の編成と授業科目・授業方法</p> <p>2-2-1 期待する学習成果を達成し、当該専門職大学の目的を実現するために、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。また、産業界及び地域社会との連携による教育課程・実施のため、教育課程連携協議会を設置していること。</p> <p>基準5 教育環境の整備、社会との関係</p> <p>3 社会との関係、情報の公表</p> <p>5-3-1 教育課程連携協議会からの意見を反映するなど、社会からの意</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
	見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案していること。
<p>（教育課程連携協議会）</p> <p>第十条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>2 教育課程の編成と授業科目・授業方法</p> <p>2-2-1 期待する学習成果を達成し、当該専門職大学の目的を実現するために、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。また、産業界及び地域社会との連携による教育課程・実施のため、教育課程連携協議会を設置していること。</p> <p>基準5 教育環境の整備、社会との関係</p> <p>3 社会との関係、情報の公表</p> <p>5-3-1 教育課程連携協議会からの意見を反映するなど、社会からの意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案していること。</p>
<p>（連携開設科目）</p> <p>第十一条 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学が当該専門職大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十三条において「連携開設科目」という。）を、当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができる。</p> <p>一～二（略）</p> <p>2～3（略）</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>2 教育課程の編成と授業科目・授業方法</p> <p>2-2-1 期待する学習成果を達成し、当該専門職大学の目的を実現するために、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。また、産業界及び地域社会との連携による教育課程・実施のため、教育課程連携協議会を設置していること。</p> <p>（以下省略）</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>(教育課程の編成方法)</p> <p>第十二条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>2 教育課程の編成と授業科目・授業方法</p> <p>2-2-1 期待する学習成果を達成し、当該専門職大学の目的を実現するために、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。また、産業界及び地域社会との連携による教育課程・実施のため、教育課程連携協議会を設置していること。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>(専門職大学の授業科目)</p> <p>第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>2 教育課程の編成と授業科目・授業方法</p> <p>2-2-1 期待する学習成果を達成し、当該専門職大学の目的を実現するために、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。</p> <p>また、産業界及び地域社会との連携による教育課程・実施のため、教育課程連携協議会を設置していること。</p> <p>さらに、教育課程は、専門職大学教育共通の目標である、理論と実践を架橋する教育を実施するために必要となる下記の要件を踏まえたものになっていること。</p> <p>(1) 経営情報ビジネス分野において専門性が求められる職業を担うために必要な知識・スキルとして、経営管理、マーケティング、会計等経営学の領域及びシステム開発、プログラミング、ネットワーク管理等の情報通信技術の領域に加えて、国際コミュニケーション能力等について修得させる授業科目を配置していること。また、豊かな人間性や進展する情報化社会など社会環境の変化に応じた職業倫理を涵養することや段階的・順次的に配置するように配慮していること。</p> <p>(2) 授業科目の開発、教育課程の編成、見直しにあたっては、教育課</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
	<p>程連携協議会の意見を勘案するとともに適切な体制を整備の上行っていること。</p> <p>(3) 教育課程は、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため次の4つの授業科目群で編成されていること。</p> <p>○基礎科目：生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目。</p> <p>○職業専門科目：経営情報ビジネス分野に係る職業において必要とされる理論的、かつ実践的な能力及び当該職業分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目。</p> <p>○展開科目：経営情報ビジネス分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目。</p> <p>○総合科目：修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる経営情報ビジネス分野の職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目。</p> <p>(4) 教育課程の実験・実習又は実技による授業科目のうち臨地実務実習等は、20単位以上で、かつ専門職大学等の臨地実務実習の手引きを参考に行う企業等での実習等（連携実務演習等を含む。）が実施されていること。</p>
<p>(単位)</p> <p>第十四条 各授業科目の単位数は、専門職大学において定めるものとする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>4 学習成果</p> <p>2-4-3 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって卒業認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。</p>
<p>(一年間の授業期間)</p> <p>第十五条 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたること</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>2 教育課程の編成と授業科目・授業方法</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>を原則とする。</p>	<p>2-2-1 期待する学習成果を達成し、当該専門職大学の目的を実現するために、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。</p>
<p>（各授業科目の授業期間）            第十六条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の専門職大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。            （授業を行う学生数）            第十七条 専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下とする。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果            2 教育課程の編成と授業科目・授業方法            2-2-1 期待する学習成果を達成し、当該専門職大学の目的を実現するために、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。</p> <p>3 教育の実施            2-3-2 1つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、原則として40人以下としていること。また、授業時間帯や時間割は、学生の履修に配慮したものであること。</p>
<p>（授業の方法）            第十八条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。            2～4（略）</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果            3 教育の実施            2-3-1 学生に期待する学習成果を踏まえ、適切な授業形態（講義、演習、実習等）、方法（実践力育成のためのケーススタディ、フィールドワーク等）及び教材が用いられていること。また、臨地実務実習の実施や実践力育成のための授業実施にあたっては、当該職業分野の企業及びその他組織との間で科目の到達目標等を共有し、必要な協働・連携するなど教育上の創意工夫を行っていること。</p>
<p>（成績評価基準等の明示）            第十九条 専門職大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。            2（略）</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果            4 学習成果            2-4-1 授業科目の内容、形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ、シラバス等で</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>(昼夜開講制)</p> <p>第二十条 専門職大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。</p>	<p>学生に明示した上で、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行っていること。</p> <p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>2 教育課程の編成と授業科目・授業方法</p> <p>2-2-1 期待する学習成果を達成し、当該専門職大学の目的を実現するために、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。</p> <p>基準4 教育研究実施組織等</p> <p>1 教員及び事務職員等の組織の編制方針</p> <p>4-1-1 当該専門職大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究活動を推進するうえで必要となる教員及び事務職員等の組織の編制方針を定めていること。また、教育研究の実施にあたり、教員及び事務職員等の適切な役割分担の下で、連携体制を確保するとともに責任体制を明確にしていること。</p>
<p><b>第五章 卒業の要件等</b></p>	
<p>(単位の授与)</p> <p>第二十一条 専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の専門職大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>4 学習成果</p> <p>2-4-3 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって卒業認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。</p>
<p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第二十二条 専門職大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>3 教育の実施</p> <p>2-3-3 下記のような取組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につなげていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバスの作成と活用による学習成果の向上の取組</li> </ul>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
2（略）	・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援の取組
<p>（連携開設科目に係る単位の認定）</p> <p>第二十三条 専門職大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>4 学習成果</p> <p>2-4-1 授業科目の内容、形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ、シラバス等で学生に明示した上で、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行っていること。</p>
<p>（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）</p> <p>第二十四条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学の定めるところにより他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては四十六単位（第三十条第五項の規定により修了の要件として六十二単位以上を修得することとする専門職大学の前期課程（以下「夜間等三年制前期課程」という。）にあつては、三十単位））を超えない範囲で当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>4 学習成果</p> <p>2-4-3 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって卒業認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。</p>
2（略）	
<p>（大学以外の教育施設等における学修）</p> <p>第二十五条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、専門職大学の定めるところにより単位を与えることができる。</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>4 学習成果</p> <p>2-4-3 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって卒業認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。</p>
2（略）	

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第二十六条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第二十八条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専門職大学に入学した後の当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2～5（略）</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>4 学習成果</p> <p>2-4-3 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって卒業認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。</p>
<p>(長期にわたる教育課程の履修)</p> <p>第二十七条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>4 学習成果</p> <p>2-4-3 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって卒業認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。</p>
<p>(科目等履修生等)</p> <p>第二十八条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。</p> <p>2～5（略）</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>4 学習成果</p> <p>2-4-1 授業科目の内容、形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ、シラバス等で学生に明示した上で、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行っていること。</p> <p>2-4-3 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって卒業認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。</p>
<p>(卒業の要件)</p> <p>第二十九条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することのほか、当該専門職大学が定めることとする。</p> <p>一 百二十四単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>4 学習成果</p> <p>2-4-3 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって卒業認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上を含む。)を修得すること。</p> <p>二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。</p> <p>三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができること。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>を授与していること。</p> <p>2 教育課程の編成と授業科目・授業方法</p> <p>2-2-1（略）(4) 教育課程の実験・実習又は実技による授業科目のうち臨地実務実習等は、20単位以上で、かつ専門職大学等の臨地実務実習の手引きを参考に行う企業等での実習等（連携実務演習等を含む。）が実施されていること。</p>
<p>（前期課程の修了要件）</p> <p>第三十条 専門職大学の前期課程のうち修業年限が二年のもの の修了要件は、次の各号にいずれにも該当することのほか、当該専門職大学が定めることとする。</p> <p>一 六十二単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十単位以上、職業専門科目に係る三十単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む。）を修得すること。</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>4 学習成果</p> <p>2-4-3 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって卒業認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る二十単位以上を修得すること。</p> <p>三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められる場合には、二単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。</p> <p>2～5（略）</p>	<p>2-2-1（略）(4) 教育課程の実験・実習又は実技による授業科目のうち臨地実務実習等は、20単位以上で、かつ専門職大学等の臨地実務実習の手引きを参考に行う企業等での実習等（連携実務演習等を含む。）が実施されていること。</p>
<p><b>第六章 教育研究実施組織等</b> （教育研究実施組織等）</p> <p>第三十一条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2～7（略）</p> <p>（授業科目の担当）</p> <p>第三十二条 専門職大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該専門職大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</p>	<p>基準4 教育研究実施組織等</p> <p>1 教員及び事務職員等の組織編制方針等</p> <p>4-1-1 当該専門職大学の経営情報ビジネス分野における教育研究上の目的を達成するため、教育研究活動を推進するうえで必要となる、教員及び事務職員等の組織編制方針を定めていること。また、教育研究の実施にあたり、教員及び事務職員等の適切な役割分担の下で、連携体制を確保するとともに責任体制を明確にしていること。</p> <p>4-1-2 当該専門職大学の経営情報ビジネス分野における使命・目的等を共有し、達成に向けた協働意欲を醸成するために、教職員組織等の円滑な運営と改善向上に向けた取組を行っていること。</p> <p>2 教員及び事務職員等の配置</p> <p>4-2-1 法令上の基準を遵守し、固有の目的を実現し、理論と実践を架橋する教育を十分に実施できるだけの基幹教員を配置していること。</p> <p>4-2-2 教育課程の教育上主要と認める授業科目については、原則として、基幹教員の教授又は准教授を配置していること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>2～3（略）</p> <p>（授業を担当しない教員）</p> <p>第三十三条 専門職大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。</p> <p>（基幹教員数）</p> <p>第三十四条 専門職大学における基幹教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第五十八条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数）と別表第一ロにより専門職大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数（次条において「必要基幹教員数」という。）以上とする。</p>	<p>※ただし主要科目を担当する教員配置についての考え方を明確にすること。</p> <p>3 教職員の募集・採用・解職・昇格</p> <p>4-3-1 教員の募集、採用・解職及び昇格等について、理論と実践を架橋する教育を行うにふさわしい能力・実績を審査するための適切な基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。</p> <p>2 教員及び事務職員等の配置</p> <p>4-2-1 法令上の基準を遵守し、固有の目的を実現し、理論と実践を架橋する教育を十分に実施できるだけの基幹教員を配置していること。</p>
<p>（実務の経験等を有する基幹教員）</p> <p>第三十五条 必要基幹教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する基幹教員」という。）とする。</p> <p>2～3（略）</p>	
<p>（組織的な研修等）</p> <p>第三十六条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<p>基準4 教育研究実施組織等</p> <p>4 教職員の資質向上等</p> <p>4-4-1 教職員の資質向上を図るために、組織的な研修等を実施していること。その際、教育及び専門領域の実務に関する知見の充実、教育上の指導能力及び大学教職員に求められる職能に関する理解の向上に努めていること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
2～3（略）	
<b>第七章 教員の資格</b>	
<p>（学長の資格）</p> <p>第三十七条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。</p>	<p>基準4 教育研究実施組織等</p> <p>2 教員及び事務職員等の配置</p> <p>4-2-1 法令上の基準を遵守し、固有の目的を実現し、理論と実践を架橋する教育を十分に実施できるだけの基幹教員を配置していること。</p>
<p>（教授の資格）</p> <p>第三十八条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一～六（略）</p>	<p>4-2-2 教育課程の教育上主要と認める授業科目については、原則として、基幹教員の教授又は准教授を配置していること。</p> <p>3 教職員の募集・採用・解職・昇格</p> <p>4-3-1 教員の募集、採用・解職及び昇格等について、理論と実践を架橋する教育を行うにふさわしい能力・実績を審査するための適切な基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。</p>
<p>（准教授の資格）</p> <p>第三十九条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一～五（略）</p>	
<p>（講師の資格）</p> <p>第四十条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一～二（略）</p>	
<p>（助教の資格）</p> <p>第四十一条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一～三（略）</p>	
<p>（助手の資格）</p>	

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>第四十二条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一～二（略）</p>	
<p><b>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等</b></p>	
<p>（校地）</p> <p>第四十三条 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>基準5 教育環境の整備、社会との関係</p> <p>1 教育環境の整備</p> <p>5-1-1 経営情報ビジネス分野の教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設を設け、かつそれらは、適切な学生数で利用されていること。</p> <p>5-1-2 学生の自主的な学習を支援し、学習効果の向上を図るため、自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等を設けていること。</p>
<p>（運動場、体育館その他のスポーツ施設）</p> <p>第四十四条 専門職大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	<p>5-1-4 学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）を整備し、活用していること。</p>
<p>（校舎）</p> <p>第四十五条 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2～4（略）</p>	
<p>（校地の面積）</p> <p>第四十六条 専門職大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。</p> <p>2～4（略）</p>	
<p>（校舎の面積）</p> <p>第四十七条 校舎の面積は、一個の学部のみを置く専門職大学</p>	

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>にあつては、別表第二イの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第六十条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く専門職大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第二ロの表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第六十条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。</p>	
<p>(教育研究上必要な資料及び図書館)</p> <p>第四十八条 専門職大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>基準5 教育環境の整備、社会との関係</p> <p>1 教育環境の整備</p> <p>5-1-3 図書館には、学習及び教育研究活動に必要なかつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境は、学習及び教育活動を支えるものとして十分であること。</p>
<p>(附属施設)</p>	<p>基準5 教育環境の整備、社会との関係</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>第四十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける専門職大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。 （以下、省略）</p> <p>2（略）</p>	<p>1 教育環境の整備</p> <p>5-1-1 経営情報ビジネス分野の教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設を設け、かつそれらは、適切な学生数で利用されていること。</p> <p>5-1-2 学生の自主的な学習を支援し、学習効果の向上を図るため、自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等を設けていること。</p>
<p>（実務実習に必要な施設）</p> <p>第五十条 専門職大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。</p>	<p>5-1-4 学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）を整備し、活用していること。</p>
<p>（機械、器具等）</p> <p>第五十一条 専門職大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p>	<p>2 施設、設備の検証・改善等</p> <p>5-2-5 経営情報ビジネス分野の教育課程等を実施する施設、設備として適切であるかについて適宜点検し、改修、改善等を行っていること。</p>
<p>（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）</p> <p>第五十二条 専門職大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p>	
<p>（教育研究環境の整備）</p> <p>第五十三条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	
<p>（専門職大学等の名称）</p> <p>第五十四条 専門職大学は、その名称中に専門職大学という文字を用いなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>基準1 使命・目的</p> <p>1 目的の設定</p> <p>1-1-1 当該専門職大学が担う、高等教育機関における役割り及び教育理念等を踏まえ、経営情報ビジネス分野としての目的を明確に設定していること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p><b>第九章 共同教育課程に関する特例</b></p> <p>（共同教育課程の編成）</p> <p>第五十五条 二以上の専門職大学は、その専門職大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学のうち他の専門職大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学ごとに同一内容の教育課程（専門職大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。（以下、省略）</p> <p>2～3（略）</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>2 教育課程の編成と授業科目・授業方法</p> <p>2-2-1 期待する学習成果を達成し、当該専門職大学の目的を実現するために、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。</p>
<p>（共同教育課程に係る単位の認定）</p> <p>第五十六条 構成専門職大学は、学生が当該構成専門職大学のうち一の専門職大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職大学のうち他の専門職大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>4 学習成果</p> <p>2-4-3 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって卒業認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。</p>
<p>（共同学科に係る卒業等の要件）</p> <p>第五十七条 共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第二十九条第一項に定めるもののほか、それぞれの専門職大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。</p> <p>2～6（略）</p>	

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>(共同教育課程に係る基幹教員数)</p> <p>第五十八条 共同学科に係る基幹教員の数は、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表の中欄を適用して得られる基幹教員の数（次項において「全体基幹教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「専門職大学別基幹教員数」という。）以上とする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>基準4 教育研究実施組織等</p> <p>1 教員及び事務職員等の組織編制方針等</p> <p>4-1-1 当該専門職大学の経営情報ビジネス分野における教育研究上の目的を達成するため、教育研究活動を推進するうえで必要となる、教員及び事務職員等の組織編制方針を定めていること。また、教育研究の実施にあたり、教員及び事務職員等の適切な役割分担の下で、連携体制を確保するとともに責任体制を明確にしていること。</p> <p>2 教員及び事務職員等の配置</p> <p>4-2-1 法令上の基準を遵守し、固有の目的を実現し、理論と実践を架橋する教育を十分に実施できるだけの基幹教員を配置していること。</p> <p>4-2-2 教育課程の教育上主要と認める授業科目については、原則として、基幹教員の教授又は准教授を配置していること。</p> <p>※ただし主要科目を担当する教員配置についての考え方を明確にすること。</p>
<p>(共同学科に係る校地の面積)</p> <p>第五十九条 第四十六条第一項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。</p>	<p>基準5 教育環境の整備、社会との関係</p> <p>1 教育環境の整備</p> <p>5-1-1 経営情報ビジネス分野の教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設を設け、かつそれらは、適切な学生数で利用されていること。</p> <p>5-1-2 学生の自主的な学習を支援し、学習効果の向上を図るため、自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等を設けていること。</p> <p>5-1-4 学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備（情報インフラストラ</p>
<p>(共同学科に係る校舎の面積)</p> <p>第六十条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第二イ又はロの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「専門職大学別校舎面積」という。）以上とする。</p> <p>2（略）</p>	

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>(共同学科に係る施設及び設備)</p> <p>第六十一条 前二条に定めるもののほか、第四十三条から第四十五条まで及び第四十八条から第五十一条までの規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。</p>	<p>クチャーを含む)を整備し、活用していること。</p>
<p><b>第十章 国例連携学科に関する特例</b></p>	
<p>(国際連携学科の設置)</p> <p>第六十二条 専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学に相当する大学と連携して教育研究を実施するための学科(第六条の課程を含む。)(以下「国際連携学科」という。)を設けることができる。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>基準4 教育研究実施組織等</p> <p>1 教員及び事務職員等の組織編制方針等</p> <p>4-1-1 当該専門職大学の経営情報ビジネス分野における教育研究上の目的を達成するため、教育研究活動を推進するうえで必要となる、教員及び事務職員等の組織編制方針を定めていること。また、教育研究の実施にあたり、教員及び事務職員等の適切な役割分担の下で、連携体制を確保するとともに責任体制を明確にしていること。</p>
<p>(国際連携教育課程の編成)</p> <p>第六十三条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職大学に相当する大学(以下「連携外国専門職大学」という。)が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学と連携した教育課程(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>2 教育課程の編成と授業科目・授業方法</p> <p>2-2-1 期待する学習成果を達成し、当該専門職大学の目的を実現するために、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>ら開設するものとする。</p> <p>2（略）</p>	
<p>（共同開設科目）</p> <p>第六十四条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第九条第一項の規定にかかわらず、連携外国専門職大学と共同して授業科目を開設することができる。</p> <p>2（略）</p>	
<p>（国際連携教育課程に係る単位の認定）</p> <p>第六十五条 国際連携学科を設ける専門職大学は、学生が連携外国専門職大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。</p>	
<p>（国例連携学科に係る卒業等の要件）</p> <p>第六十六条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十九条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。</p> <p>2～5（略）</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果</p> <p>4 学習成果</p> <p>2-4-3 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって卒業認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。</p>
<p>（国際連携学科に係る基幹教員数）</p> <p>第六十七条 国際連携学科を置く学部に係る基幹教員の数は、第三十四条に定める学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。</p>	
<p>（国際連携学科に係る施設及び設備）</p> <p>第六十八条 第四十三条から第四十五条まで及び第四十八条か</p>	<p>基準5 教育環境の整備、社会との関係</p> <p>1 教育環境の整備</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>ら第五十一条までの規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。</p>	<p>5-1-1 経営情報ビジネス分野の教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設を設け、かつそれらは、適切な学生数で利用されていること。</p> <p>5-1-2 学生の自主的な学習を支援し、学習効果の向上を図るため、自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等を設けていること。</p> <p>5-1-4 学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）を整備し、活用していること。</p> <p>5-1-3 図書館には、学習及び教育研究活動に必要なかつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境は、学習及び教育活動を支えるものとして十分であること。</p>

### 3. 専門職大学に関し必要な事項を定める件

専門職大学に関し必要な事項を定める件	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>第一条 専門職大学設置基準第十一条第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等については、令和三年文部科学省告示第十八号（大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件）の規定を準用する。</p>	<p>— （準用規定のため）</p>
<p>第二条 専門職大学設置基準第十一条第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和三年文部科学省告示第十九号（大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件）の規定を準用する。</p>	<p>— （準用規定のため）</p>
<p>第三条 専門職大学設置基準第十八条第二項に基づき、専門職大学</p>	<p>— （読み替え規定のため）</p>

専門職大学に関し必要な事項を定める件	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>が履修させることができる授業等については、平成十三年文部科学省告示第五十一号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第二十五条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第十八条第一項」と「大学設置基準第三十一条」とあるのは「専門職大学設置基準第二十八条」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第四条 専門職大学設置基準第十八条第四項の規定に基づき、専門職大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合については、平成十五年文部科学省告示第四十三号（大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第二十五条第四項」とあるのは「専門職大学設置基準第十八条第四項」と読み替えるものとする。</p>	<p>— （読み替え規定のため）</p>
<p>第五条 専門職大学設置基準第二十五条第一項の規定に基づき、専門職大学が単位を与えることのできる学修については、平成三年文部省告示第六十八号（大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学において大学教育」とあるのは「専門職大学において専門職大学教育」と、「第八十三条に規定する大学」とあるのは「第八十三条の二第一項に規定する専門職大学」と読み替えるものとする。</p>	<p>— （読み替え規定のため）</p>
<p>第六条 専門職大学設置基準第二十六条第四項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門職大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果 4 学習成果 2-4-3 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって卒業認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。</p>

専門職大学に関し必要な事項を定める件	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>る。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十単位を超えないものとする。 (以下省略)</p>	
<p>第七条 専門職大学設置基準第二十九条第一項第三号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。 一～五（略） 2（略）</p>	<p>基準2 教育課程、教育方法、学習成果 2 教育課程の編成と授業科目・授業方法 2-2-1 （略）(4) 教育課程の実験・実習又は実技による授業科目のうち臨地実務実習等は、20 単位以上で、かつ専門職大学等の臨地実務実習の手引きを参考に行う企業等での実習等（連携実務演習等を含む。）が実施されていること。</p>
<p>第八条 専門職大学設置基準第六十二条第一項の規定に基づき、専門職大学が国際連携学科を設ける場合については、平成二十六年文部科学省告示第百六十四号（大学が国際連携学科を設ける場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十二条第一項」と、「大学が国際連携学科」とあるのは「専門職大学が国際連携学科」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。</p>	<p>— （読み替え規定のため）</p>
<p>第九条 専門職大学設置基準第六十三条第二項の規定（同令第六十九条により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携学科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学と協議する事項については、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学等と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十八号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十一条第二項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十三条第二項」と、「同令第五十六条の二」とあるのは「同令第六十九条」と、「大学が」とあるのは「専門職</p>	<p>— （読み替え規定のため）</p>

専門職大学に関し必要な事項を定める件	専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価基準
<p>大学が」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第十条 専門職大学設置基準第七十七条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合については、大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百三号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第四十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十七条」と、「大学（短期大学を除く。以下同じ。）」とあるのは「専門職大学」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「大学設置基準第十条」とあるのは「専門職大学設置基準第三十四条」と、「大学の」とあるのは「専門職大学の」と、「大学全体」とあるのは「専門職大学全体」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第四十六条」と、「大学設置基準第三十七条の二」とあるのは「専門職大学設置基準第四十七条」と読み替えるものとする。</p>	<p>— （読み替え規定のため）</p>
<p>第十一条 専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第四十四号（大学設置基準第四十六条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「大学等」とあるのは「専門職大学等」と読み替えるものとする。</p>	<p>— （読み替え規定のため）</p>